

人件費関係等について

平成26年 7 月29日

日本公認会計士協会

はじめに

本研究報告は、平成25年の学校法人会計基準（昭和46年4月1日文科省令第18号）の改正に伴い、学校法人会計問答集（Q & A）第3号「人件費関係」（昭和59年4月24日）及び学校法人会計問答集（Q & A）第4号「人件費関係等（その2）」（昭和59年6月20日）の見直しを行い、学校法人委員会研究報告として取りまとめたものである。

Q 1 司書教諭に係る人件費は教員人件費か職員人件費か。

A 教員として所定の要件を備えた者について、学校（学校教育法第1条に掲げる学校、同法第124条に掲げる専修学校及び同法第134条第1項に掲げる各種学校）が教育職員（学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、校長、副校長、園長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭等）として任用している者に係る人件費が教員人件費とされる。

司書教諭は、学校図書館法第5条によって教諭をもって充てることとされているので、この人件費は教員人件費に該当する。

Q 2 高等学校で、教員免許を持っているが、事務の仕事をしている場合の人件費は職員人件費となるか。

A 教員免許の有無にかかわらず、事務職員として任用された者に係る人件費は、職員人件費となる。

教員として任用された者が、教員と職員とを兼務している場合は、それぞれの担当時間、職務内容、責任等によって、主たる職務と考えられる方に分類する。

Q 3 教員の免許をもって、実習助手になっている場合の人件費は教員人件費となるか。

A 実習助手は、学校教育法第60条第2項及び第3項並びに第69条第2項の規定により、実験又は実習についての教員の職務を助ける者であり、直接教員としての職務を行うものではなく、特に教員免許を要するものではないところから、学校基本調査では職員に分類されており、経常費補助金交付要綱でも一般に教員には含めていない。

したがって、教員となる資格があっても、実習助手として任用されたのであれば、その者の人件費は、職員人件費となる。

(注) 実習助手を経常費補助金交付要綱で教員として取り扱っている都道府県もあるので、この取扱いについては所轄庁の指示の有無に留意すること。

Q 4 研究員に対する人件費は教員人件費か。

A 教授、准教授、講師等教員として研究所等に所属し、研究に携わっている場合には教員として取り扱われるが単に研究員のみの場合にはその人件費は職員人件費となる。

Q 5 非常勤講師に卒業論文の指導料を支払ったが、この報酬は人件費か手数料か。

A 学生に対する教育活動の一環であって、大学との雇用関係から生じる役務の提供に対する報酬であるから人件費に含まれる。人件費支出内訳表では、本務教員の場合には本俸ではないので「その他の手当」に記載されるが、非常勤講師は兼務教員となるので、正規の給与に加算して表示されることとなる。

Q 6 非常勤講師に支払う旅費はどのような費目に計上するか。

A 講師として出校するための交通費は通勤手当となる。人件費支出内訳表の様式は、学校法人会計基準第三号様式に従うこととされており、非常勤講師等兼務教員に係る人件費支出については、本務教員と異なり、その細分科目が示されていないので、この通勤手当については、本来の報酬に合算して記載する。

学務、校務等のための出張費は、旅費交通費として、その用務の内容に従い、教育研究経費又は管理経費として処理されることとなる。

Q 7 事務長は銀行からの出向者であるが、この出向料は職員人件費でよいか。

A 出向職員は、出向元の身分を留保したまま、出向先との雇用関係に入るものであって、出向料は、この雇用契約に基づく役務の提供に対する対価と考えられる。

したがって、出向職員である事務長に係る出向料は、職員人件費に該当する。

Q 8 常務理事が事務局長を兼務しているが、給与は、一括して支給している。役員報酬と職員人件費との区分はどのように行うか。

A 当該学校法人の職員給与表又は職員給与の支給実態から、事務局長として妥当とされる額を職員人件費とし、これを超える額については役員報酬として取り扱うことが妥当と考えられる。この計算によって役員部分の給与が生じない場合には役員報酬の支給がないものとして取り扱うこととなる。

Q 9 役員に係る私学教職員共済組合掛金等の所定福利費は、人件費支出内訳表でどのように表示するか。

A 人件費支出内訳表の「役員報酬支出」には、本務教員や本務職員の場合と異なり、その細分科目が示されていないので、支給される報酬に合算して記載する。

Q10 役員に対する退職金支出は、人件費支出内訳表でどのように表示すべきか。

A 役員に対する退職金も、一般の教職員に対する退職金とほぼ同様のものとして一般に認識されており、その性格から、人件費支出内訳表の「退職金支出」のうちの「職員」の次に「役員」の細分科目を設けて記載することが妥当と考えられる。

Q11 補助活動事業に係る人件費は、人件費支出内訳表に記載されるか。

A 補助活動事業に係る収支の計算書類における表示については、総額表示を原則とするが、純額表示も認められている。

そして、純額表示を行う場合においても、人件費を相殺する場合と、相殺しない場合が認められている（学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」）。人件費を相殺する方法を採用していれば、結果として人件費支出内訳表に人件費は記載されないこととなる。

Q12 本務教員と兼務教員、又は本務職員と兼務職員の区分はどのような基準で行うか。

A 本務兼務の区分は、学校法人の正規の教職員として任用されているか否かによる。

私立大学経常費補助金取扱要領では、専任の教職員として発令され、当該学校法人から主たる給与の支給を受けているとともに、当該私立大学等に常時勤務している者を専任教職員としている。私立大学等の場合、この専任教職員は原則として本務者となる。

知事所轄学校法人では、各都道府県における私立学校経常費補助金交付要綱に基づいて定められる専任教職員の要件が、私立大学等の場合と必ずしも同一ではなく、また各都道府県によっても異なるため、専任の教職員か否かをもつて、本務、兼務の区分の基準となし得ない場合が考えられる。

例えば、東京都においては、専任の教職員の要件を備えた者であっても学校法人が正規の教職員として雇用した者でない場合は本務者ではない旨を定めている。

したがって、本務、兼務の区分は基本的には学校法人との身分関係が正規であるかどうかによることが妥当と考えられる。

Q13 大学の教授が、高校の教員を兼務する場合の人件費は、全て大学部門に計上しなければならないのか。

A 大学の教授として発令されていて、教授の職務の傍ら高校の授業科目を一部分担し

ているような場合は、主たる勤務が大学であり、給与の支給も一般に大学から支払われる場合が多いと考えられる。

このような場合は、発令基準により、全て大学に計上されることとなる。しかし、大学の給与は大学で、高校分は高校で支給していれば、その実態に即して、それぞれの支出額をそれぞれの部門に計上することとなる。

Q14 一人の非常勤講師が、二つ以上の部門に関係している場合、人件費の部門別計上は按分計算を行うことになるのか。

A 非常勤講師は、それぞれの部門との契約に基づいて、授業時間、給与等の勤務内容が定められるので、当該契約の内容に応じて部門ごとに人件費を負担すべきである。したがって、各部門ごとに支給していれば、各支給額が当該部門に計上されることになるが、本部事務局等で一括支給している場合にも、各部門ごとの当該講師の授業時間数などにより負担すべき額を各部門に計上することになる。

Q15 専任の事務職員として大学事務局に発令されている者が、講師として短大で教える場合の、人件費の部門別配賦はどのようにしたらよいのか。

A 大学事務局での専任職員としての発令とは別に、短大での講師としての発令があり、短大からも給与が支給されている場合には、当該給与は短大に計上しなければならない。

しかし、短大からの講師としての給与の支給がなく、専ら大学事務局での専任職員としての給与のみを支給されている場合には、この給与を短大に配分することはしない。

Q16 所定福利費について個人別に認識できないものがあるが、人件費内訳表の作成において按分計算を行ってもよいのか。

A 一般に所定福利費として計上されるものには、私立学校教職員共済組合掛金（児童手当拠出金を含む。）労働者災害補償保険料、雇用保険保険料、各県別私学退職金社（財）団負担金等がある。

これらのうち、例えば、私立大学退職金財団負担金のうちの加入料のように、法人について、定額で賦課されるようなものについては、合理的な配分基準により按分計算を行うこととなる。このような特殊のものを除いては、標準報酬の額、又は給与支払額等に所定の掛率を乗じて負担額が算出されるので、原則としてこれらの金額を部門別に直接把握することは可能なはずである。

しかし、これら所定福利費の発生形態から見て、部門別に直接把握する場合の事務処理の煩雑さに比較して、計算結果は給与等の額による按分計算の結果と大差はなく、原則的取扱いを貫くならば、計算の簡便性を求めている「資金収支内訳表等の部門別

計上及び配分について（通知）」（昭和55年11月4日文管企第250号）の別添「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（報告）」の趣旨に沿わない結果となる場合も考えられる。

したがって、所定福利費については、合理的な基準を採用している場合には、按分計算による部門別計上も認められるものと考えられる。

Q17 組織上法人本部を置いていない学校法人においては、発令基準に従えば「学校法人」部門の職員人件費が計上されないことになるように考えられるがそれでよいか。

A 法人本部（法人事務局）を設置せず、大学事務局等が法人事務局の業務を行っている場合にも、「学校法人」部門の業務として定められた業務に主として従事する職員に対して支払われる人件費は「学校法人」部門に計上されることとなる。

ただし、「学校法人」部門の業務として定められた業務の範囲は、極めて限られたものであるため、理事長等役員の秘書等を除けば、主として「学校法人」部門の業務に従事する場合はまれなケースと考えられる。

Q18 中学高校を設置している法人が、短大設置の認可を得た。来年度からの開校のための短大用資産その他の支出は資金収支内訳表のどの部門に計上すべきか。

A 学部・学科等の新設部門を資金収支内訳表に設定するのは、新設部門の認可の日ではなく、開設年度当初の日からとされている。

したがって、新設部門に係る開設年度前の収支は「学校法人」部門に計上されることとなる（「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（報告）」A3(1)キ、A3(2)ア(カ)、A3(2)イ(キ)参照）。

以 上